

大切な農地を守るために

人・農地プランの作成・見直し
を進めます

人・農地プランとは未来の設計図

現在、全国的に高齢化、担い手不足などにより遊休農地・荒廃農地が増えています。これらの解消など様々な問題を解決するために地域で話し合いを行い、令和3年3月末までに人・農地プランをつくるよう国では推進しています。

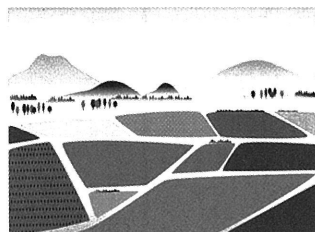


地域の話合いで農業委員・農地利用最適化推進委員がアドバイス

各地域単位で5年後、10年後の後継者不足や耕作放棄地の増加など人と農地の問題を解決するために地域での話し合いを行い「人・農地プランの実質化」に取り組むこととしています。

～地域で話し合って頂く内容～

- ・今後、地区の中心となる経営体（個人・法人等）はどこか
- ・地区の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ・地区の中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方



農地の出し手と受け手を明確に

概ね5年から10年後の農地利用に関する意向調査を行い、将来にわたって農地を誰が担っていくのか。誰に農地を集積・集約化していくのかを地域の皆さんで決めていただき、その結果をまとめます。

(作成した人・農地プランは地区の事情の変化に応じて見直しが可能です。)

栄村公式ホームページで公表

国の基準に基づき、現在ある人・農地プランを基に、既に実質化されていると判断できる地域の公表と、実質化に向けた話し合いを進める必要のある地域の工程表を一般に公表することになっております。

実質化していると判断している地区は、白鳥、横倉、泉平、小滝、月岡、北野、極野、小赤沢です。それ以外の地区は実質化に向けた意向調査、話し合いを順次実施しプランを作成していく計画です。

(詳細は栄村ホームページ内組織案内 栄村農業委員会事務局

<http://www.vill.sakae.nagano.jp/sonsei/soshiki/03nogyoiin/> で公表)

のぞみ

栄村
農業委員会だより

No.85

〈発行〉
栄村農業委員会〈編集〉
農委編集委員会

クマに注意!

被害情報多数

今年は昨年比べ、ツキノワグマの被害が多数発生しています。その原因として天候不順等の影響で山の木の実が不作となり餌を求め里に出没していると推測できます。

昨年は、ブナの実等が豊作だったよう目で目撃・痕跡情報も少なく約20件程度、今年は9月末時点で約50件の情報が寄せられています。

クマは主に米、スイカ、トウモロコシ、栗、柿等を狙って歩き回ります。そこに食べ物があると分かると、度々出没するため特に注意が必要となり、翌年、翌々年と同じ場所に同じ個体が出没すると言われています。被害を防止するには電気柵の設置が有効とされていますが、中は電気柵を破り侵入するクマも居ることから絶対ではありませんが、今のところ一番の対応策については電気柵となります。

村でも有害鳥獣対策として、栄村猟友会の協力を得て、パトロールの実施を行っています。例年、サル追いやイノシシ等の被害対策を主に実施してきましたが、今年度はクマの出没が多く、人的被害も懸念されることから捕獲許可を長野県に申請し許可になった頭数は19頭(9月末時点)内15頭を捕獲しています。昨年の捕獲は4頭なので昨年に比べ約4倍の捕獲となっています。

今後特に注意が必要な場所として、栗及び柿木がある場所になります。クマは夕方早ければ19:00頃、早朝は5:00頃までエサ場で栗等を食べていますので十分ご注意ください。

(栄村産業建設課農林係)

▼原向地区の栗の木畑に出没している親子連れのツキノワグマ



▲赤外線カメラで自動撮影した画像より

農業者の皆さん農業者年金に加入しましょう

しっかり組み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を

農業者年金(担い手積立年金)

農業に従事する方なら広くご加入いただけます。

加入資格

- ①20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事する方

メリットその1

少子高齢化時代に向けた積立方式の終身年金です。

メリットその2

保険料の額は自由に決められます。加入や脱退も自由!
(月額2万円から最高6万7千円まで)

メリットその3

年金は生涯支給されます。(80歳までの保証付きの終身年金)
80歳までに亡くなるがあっても、遺族に死亡一時金が支給されます。

メリットその4

保険料は全額が社会保険料控除(節税になります。)



栄村の伝統野菜「ししこしょう」の栽培に挑戦

栄小学校
4年生

長野県の信州伝統野菜に認定されている栄村のししこしょうの栽培に挑戦した栄小学校4年生を紹介します。

ししこしょうとは、「栄村で生産される在来種のトオガラシ」の名称です。

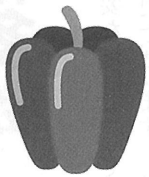
「ししこしょう」を作ろう

毎年いろいろな作物を栽培してきた4年生。4月、今年もやる気満々でした。そんな子どもたちに栄村の伝統野菜である「ししこしょう」を紹介しました。スーパードに並んでいる野菜とは一線を画す個性的で深い味わいは、栄村の気候・風土の中で守り続けられてきたからこそ生まれたものです。それを自分たちで育て、味を知ること、ふるさとを体に刻み込む体験をしてほしいと願って始めた活動です。県内の伝統野菜を調べた子どもたちは、栄村のししこしょうも有名になればいいな、という思いをもちました。そこで「八幡屋儀五郎」さんを見学しました。八幡屋さんでは、店の歴史と七味の素材や缶のデザインの秘密等を教えていただきました。色彩の鮮やかな缶のデ

ザインは子どもたちの印象に深く残ったようでした。また、素材の一つに大鹿村の唐辛子が使われていることを知り、「栄村のししこしょうも使ってもらえませんか?」と売り込む子も。しかし、肉厚で乾燥に向かないとのことでもよいお返事をいただくことはできませんでしたが、積極的に売り込む姿にふるさとを思う気持ちを感じました。その後、ししこしょう作りにご協力いただいた横倉の渡辺さんにししこしょうの葉の佃煮の作り方を教えていただきました。伝統野菜に認定されるまでのことや、昔の人が作物を大切に育ててきたこと等を教えていただきながら調理した時間は、子どもたちにとってとても有意義な時間でした。手間をかけて作られたものは心にしみるおいしさがあり最高の味でした。伝統野菜の「ししこしょう」に出会ったばかりの子どもたちではありますが「ししこしょう」のことをたくさんの人に知ってほしいと願っています。

「ししこしょう」の栽培に関わっていただきました村内の関係者の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

(担任 桜沢文江)



全国農業新聞



週刊 月4回 金曜日発行
月700円、年8,400円(消費税込)

経営とくらしを応援!!

- ① わかりやすい農業・農政の解説
- ② みんなが知りたい経営・流通の最新情報が満載
- ③ くらしと地域に活力を
- ④ 女性の元気を応援
- ⑤ 文字が大きく読みやすい



■購読の申込みは農業委員会事務局まで
■発行所 全国農業会議所

農業委員会からの お知らせ

■11月27日「農業者との意見交換会」を行います。

栄村農業委員会では農業者との意見交換会を11月27日(水)午後1時30分から栄村役場で開催する予定です。

集落営農組織の代表者、認定農業者、一般農業者など興味のある方はどなたでも気軽に参加できます。一般の農業者以外の方には別途案内通知をします。

■農地の利用でお困りの方は ご相談ください。

自ら耕作できなくなったなど、農地の利用でお困りの方は農地が遊休化する前に、お近くの農業委員又は農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局にご相談ください。

■農地を農地以外の用途に使用する際は、『農地転用の許可』が必要です。

農地の転用とは、農地を住宅、倉庫、

車庫、資材置場、山林等の農地以外の用地として利用することです。農地を一時的な資材置場として利用する場合も転用になり、農業委員会を経て、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。
許可を受けないで転用したり許可内容と異なる目的に転用する場合には、工事の中止等を命じられたり、罰せられることがあります。

■利用権の管理設定

農地の貸し借りに、 利用権設定手続きを

「農地を貸したい」「農地所有者と」農業の規模拡大を図りたい」農業者との間に、利用権（農地の賃借権）を結んで、農地の貸し借りをを行うものです。

本来、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可（第3条許可）が必要ですが、『利用権設定』で貸し借りの手続きをする場合は、農地法上の手続きが不要で簡単です。

貸し手（農地所有者）との設定期間が満了すれば、賃借契約は自動的に終了し、貸した農地は確実に戻ってきますので安心です。

手続きに関しては農業委員会事務局までお問合せください。



農業 委員会の 会議報告

月1回行われる定例会議で農業委員は農地の売買、貸し借り、転用の申請を審査して許可を決定します。



先般の法律改正により、農業委員会の重点業務として農地利用の最適化の推進が明確化され、新たに農地利用最適化推進委員が加わり、農業委員と綿密に連携し、定例委員会への出席や農地パトロールを実施しています。また、農地利用の最適化の一つとして、担い手への農地の集積・集約化を行ってまいります。

農地事務処理状況（令和元年4月～9月末）

①農地法第3条による農地の売買、交換、贈与、貸借
(単位：件/a)

		件数	面積
所有権	売買	3	46.5
	交換	2	3.6
	贈与	1	22.3
	計	6	72.4
賃借権		21	370.9
使用賃借権		14	1331.3

②農地法第4条及び第5条(農地の転用) (単位：件/a)

	件数	面積	用途
第4条	0		
第5条	3	32.1	遺跡調査一時転用

編集後記

平成から令和に変わった今年、宮川農園も経営が父・宮川頼之から私・宮川一哉へと変わりました。栄村の特産品である「栄村産トマトジュース」の原料の加工トマト生産も私の経営となりました。まだ分からない事だらけで父に教えてもらいながら4月上旬の種まきから7月下旬より始まる収穫作業、また片付けまで、家族の力を借りながらの栽培になりました。

収穫時には多くの人の力添えをいただき無事に今年の加工トマト栽培を終える事ができ、ほっとしているところです。

大人気の「栄村産トマトジュース」ですが、今年はデルモンテさんのミスと重なり、後半トマトの収穫不足もあり予定していたジュースの入荷が足りなく、皆様には大変ご迷惑をお掛けしてしまいました。来年からはこのようなことが無いようにとお願いをしました。また来年も宮川農園は、加工トマト栽培を頑張りますので「栄村産トマトジュース」を今後ともお引き立てのほどよろしくお祈り致します。

広報編集委員 宮川一哉

